

住宅改修にかかる制度改正のお知らせ

介護保険制度の持続可能性の確保の一環として、住宅改修について、国において、以下のような制度改正が行われています。

住宅改修について

平成 30 年 7 月 13 日付で、厚生労働省より住宅改修費の支給についての改正通知が発出され、以下の変更点がありましたのでお知らせします。

<住宅改修の事業者の方へ>

住宅改修については、工事価格の設定が住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題があることから、見積もり様式が国から示されました。今後は、国が示した標準様式をそのまま使用するか、各社独自の様式を使用する場合でも内訳として様式変更の目的である、「改修内容」「材料費」「施工費」「諸経費等」を適切に区分して記載する必要があります。国が示した標準様式（工事費見積書）は、神戸市ホームページの介護保険の住宅改修のページで確認いただけます。

https://www.citykobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/jukai_sinsei.html

なお、介護保険対象工事と対象外の工事が含まれている場合は、従来どおり、それぞれの内訳を分ける必要もあります。

<介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員の方へ>

国の通知において、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者に対して説明することとすると規定されています。

住宅改修に関するお問い合わせ

神戸市福祉局

介護保険課保険事業係

078 (322) 6323